

## 浜松市と畜場に係る行政手続基準

これは、浜松市と畜場条例（昭和57年浜松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分、不利益処分及び行政指導を行うに当たっての審査基準、処分基準及び行政指導指針をまとめたものです。

（利用の許可に係る審査基準）

- 1 条例第5条の規定によると畜場の利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。
  - (ア) と畜場の利用許可申請頭数が施設の処理能力を上回った場合
  - (イ) 施設を衛生的に維持できない場合
- (2) 冷蔵庫の利用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (ア) 浜松市と畜場でとさつ解体された枝肉
  - (イ) 浜松市と畜場内で食肉加工される枝肉

（使用料の減免及び還付に係る審査基準）

- 2 条例第7条及び第8条に規定する「特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。
  - (1) 利用を許可した施設（以下「許可施設」という。）が、地震、水害、火災等の災害のために利用できない場合
  - (2) 許可施設が、災害その他の緊急事態の発生により応急施設として臨時的に使用するため、利用できない場合
  - (3) 許可施設が、施設設備の故障や緊急工事その他管理上必要な理由により利用できない場合
  - (4) 家畜伝染病等の発生により、と畜場法（昭和28年法律第114号）の規定に基づく施設の消毒等の公衆衛生上必要な措置を講じるため、許可施設が利用できない場合
  - (5) 前各号に定めるもののほか、利用者の責めに帰することができないと認める理由により、許可施設が利用できない場合

（利用許可の取消しに係る処分基準）

- 3 条例第10条の規定による利用条件の変更は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
  - (ア) 利用目的が変更になった場合
  - (イ) 利用施設面積が変更になった場合

(2) 条例第10条の規定による利用の停止は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (ア) 条例第12条の規定に違反して損害の賠償をしない場合
- (イ) 条例第9条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸した場合
- (ウ) 浜松市と畜場条例施行規則（昭和57年浜松市規則第28号）第7条の規定に違反して作業者の登録をしない場合
- (エ) 施設、設備等を汚損し、又は破損した場合
- (オ) 他人の迷惑となるような行為をした場合
- (カ) 正当な理由がなく、管理上必要な職員の施設への立ち入りを拒んだ場合
- (キ) と畜場法に違反した場合
- (ク) 利用条件の変更を命じた場合において、利用者が正当な理由がなく命令に従わない場合

(3) 条例第10条の規定による許可の取消しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (ア) 偽りその他不正な手段により、条例第5条の規定による許可を受け、又は条例第7条の規定による使用料の減免を受けた場合
- (イ) 条例第6条第2項又は第3項の規定に違反して使用料又は使用した電気等の費用を納付しない場合
- (ウ) 条例第13条の規定に違反して市長の指示、禁止命令に従わない場合
- (エ) 利用の停止を命じた場合において、利用者が正当な理由がなく利用を継続しようとした場合

（と畜場への出入り等に対する指示に係る行政指導指針）

4 条例第13条第1項の規定によると畜場への出入り等に対する指示は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行うものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為をした者
- (2) 施設、設備等を損傷する行為をした者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物類を携帯する者
- (4) めいていしている者
- (5) 施設の衛生的な保持に影響を及ぼす行為をした者

設定日：平成 9年 3月25日

改正日：平成17年12月21日